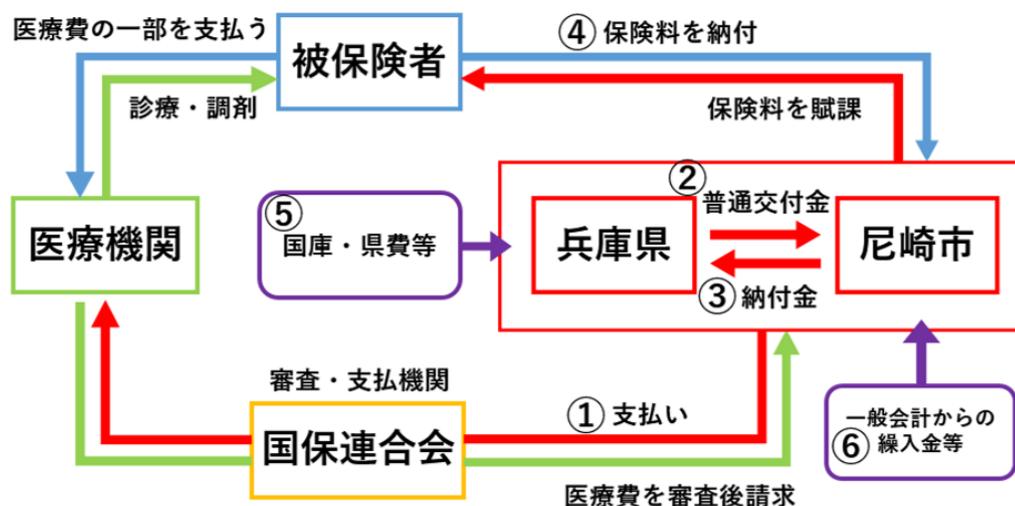


1 国民健康保険の仕組み

国民健康保険制度は、国民健康保険法第1条「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与すること」を目的とした医療保険制度であり、加入者が納める保険料と国等からの補助金等の公費を財源として、都道府県と市区町村が共同保険者となって運営している。

県は、市が保険給付（医療費の支払い）に要した費用（表1①）を「保険給付費等交付金（普通交付金）」（②）として全額交付している。その原資として、市は県に対して納付金（③）を納めている。納付金の原資となっているのは、保険料（④）、国・県からの補助金（⑤）及び一般会計からの繰入金等（⑥）である。

【表1】



- ① 保険給付費
医療費のうち市が負担する7割または8割の費用
- ② 保険給付費等交付金（普通交付金）
市が負担した法定給付に相当する保険給付費が交付される。
- ③ 国民健康保険事業費納付金
各市町の被保険者数・所得水準を考慮して県が決定する。（詳細は下記2参照）
- ④ 保険料
本市では、所得割（所得に応じて算出した額を負担）・均等割（世帯人数に応じて規定額を負担）・平等割（各世帯が規定額を負担）で構成される。算定方法は下記3参照
- ⑤ 保険給付費等交付金（特別交付金）※国庫負担金・県費等から抜粋
市町村の財政状況、その他の事情に応じた財政の調整を目的に交付される。
(特別調整交付金、県繰入金(2号繰入金)、保険者努力支援交付金、特定健康診査等負担金)
- ⑥ 一般会計繰入金

【法定】 保険基盤安定繰入金、保険者支援繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金繰入金、職員給与費等繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、産前産後保険料繰入金

【法定外】 その他一般会計繰入金(特別減免、ヘルスアップ事業費等)

2 国民健康保険事業費納付金について

県内の各市町が県に納付する国民健康保険事業費納付金（表1③）は、普通交付金（保険給付に要した額を県が市町へ全額交付するもの）等の財源となる。

県は、保険給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を国民健康保険事業費納付金の総額を決定し、県内の各市町は、当該納付金総額を被保険者数・所得水準を考慮して按分された金額を県へ納付している。

3 保険料の構成について

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分から成り立っている。

- ・医療分…病気やケガをしたときの医療費の財源となる。
- ・後期高齢者支援金等分…後期高齢者医療制度に係る医療給付費を支援するもの。
- ・介護納付金分…40歳から64歳までの被保険者の方（介護保険第2号被保険者）に賦課され、介護サービスの財源となる。

また、尼崎市では、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のそれぞれについて、所得割、均等割、平等割を賦課している。

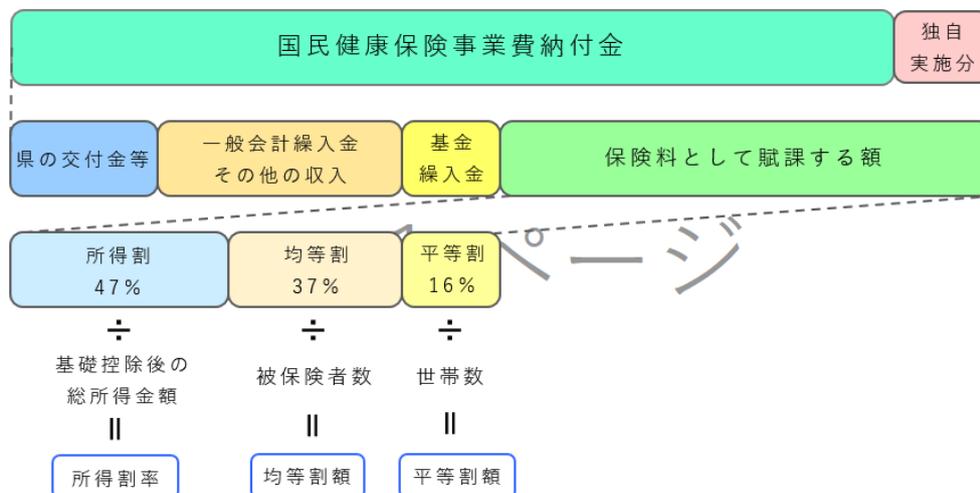
- ・所得割…前年中の所得金額に応じて負担するもの。前年中の「総所得金額等」から43万円の控除額を差し引いた金額(旧ただし書き所得)に保険料率をかけて計算する。
- ・均等割…世帯あたりの国民健康保険加入者の人数に応じて、均等に負担するもの。
- ・平等割…国民健康保険に加入する全世帯が、平等に負担するもの。

4 保険料率の決定について

国民健康保険料の料率は、兵庫県に納付する国民健康保険事業納付金に尼崎市が独自に実施する事業に要する費用を加えた金額から、県の交付金や市の一般会計からの繰入金を除いた金額を一定の割合で所得割、均等割及び平等割に分割し、それぞれ被保険者の所得の総額、被保険者数、被保険者世帯数で割ることによって決定している。

【表2】

保険料率の決め方



※上の図は医療分をモデルとしており、後期高齢者支援金分と介護分には「独自実施分」と「基金繰入金」がありません。